

(労働争議の実情調査)

第40表 実情調査の開始事由

年次	総数	争議行為の予告通知 (労調法37条)	争議行為提出 (労調法第9条)	争議行為の実施	調整事件の アフター・ケア	その他
R元	35 (35)	35 (35)				
R2	28 (28)	28 (28)				
R3	22 (22)	22 (22)				
R4	28 (28)	28 (28)				
R5	33 (33)	33 (33)				

注：() は公益事業に係るものの再掲

第41表 実情調査と争議行為との関係

年次	総数	電気業	鉄道業	道路旅客運送業	道路貨物運送業	医療業
R元	35 (2)	1		18 (1)	5	11 (1)
R2	32 (5)	1		15 (3)	3	13 (2)
R3	22 (10)			7 (2)	3	12 (8)
R4	28 (1)	1		11 (1)	6	10
R5	33 (0)	1		17	3	12

注：1 () は争議行為を実施したものの再掲

2 繰越事件は終結した年を含む。

第42表 実情調査の終結状況

年次	総数	争議の解決			調整への移行			調査の打切り			翌年へ 繰越し
		A	B	C	A	B	C	A	B	C	
R元	38	28						6			4
R2	32	19						7			6
R3	28	11						10			7
R4	35	23						8			4
R5	37	28						3			6

注：程度A—実情把握のため接触を保ち交渉の推移を見守ったもの。

B—交渉進展のため助力したもの。

C—交渉の仲立ちをし争議を解決に導いたもの。